

参考配布

平成 22 年 12 月 21 日

職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課

(担当) 課長 鈴木 英二郎

主任中央需給調整事業指導官 浅野 浩美

課長補佐 大谷 真司

(電話) 03(5253)1111 (内線 5335)

03(3502)5227 (夜 間)

労働者派遣元事業主に対する労働者派遣事業改善命令について

標記について、大阪労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、大阪労働局が配布した資料です。



大阪労農記者クラブ扱い

大阪労働局発表
平成22年12月21日

担 当	大阪労働局需給調整事業部 需給調整事業第二課長 山内 忠 主任需給調整指導官 田中 稔 電話 06-4790-6316 FAX 06-4790-6309
--------	--

派遣元事業主に対する労働者派遣事業改善命令について

大阪労働局（局長：西岸 正人）は、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、一般労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、同法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

当該派遣元事業主は、同法で禁止されている建設業務への労働者派遣事業を行っていた。

記

第1 被処分一般派遣元事業主

名 称 株式会社シスプロ
代表者の職氏名 代表取締役社長 丸山 茂
所 在 地 大阪市北区梅田2丁目4番13号 阪神産経桜橋ビル6階
許可に関する事項 許可年月日 平成15年10月1日
許可番号 般27-020503

第2 処分内容

労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令
（改善命令の内容は第4のとおり）

第3 処分理由

株式会社シスプロは、労働者派遣法違反について、繰り返し是正指導されていたにもかかわらず、複数の事業所において同様の法違反が認められたことから、大阪労働局長から全契約の点検及び是正を指示され、これに対し、点検し是正した旨の報告をしていたにもかかわらず、今般、次の1及び2の法違反を行っていたことが明らかになったこと。

1 ワーカーズ長崎店において、

- (1) 平成22年6月7日から同年6月15日までの間、最大で派遣労働者延べ41人を佐賀県内のイベント会場において、派遣先Aの指揮命令の下、机や椅子等の運搬作業の他、大型仮設テントの建設や解体の業務に従事させ、労働者派遣法第4条第1項第2号で禁止している建設業務への労働者派遣事業を行ったこと。
- (2) 平成21年12月13日に住所を変更した派遣元責任者に係る変更届を労働者派遣法第11条第1項に違反して、平成22年10月31日現在においても届出のないまま、労働者派遣事業を行ったこと。

2 ワーカーズ名古屋駅前店において、

派遣先Bから抵触日通知を受けていたにもかかわらず、労働者派遣法第34条に違反して、派遣労働者に抵触日を適正に明示しないまま、労働者派遣事業を行ったこと。

第4 労働者派遣事業改善命令の内容

1 労働者派遣事業、請負事業に係る全社総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に、速やかに是正すること。

総点検に当たっては、特に次の法条項について、重点的に点検すること。

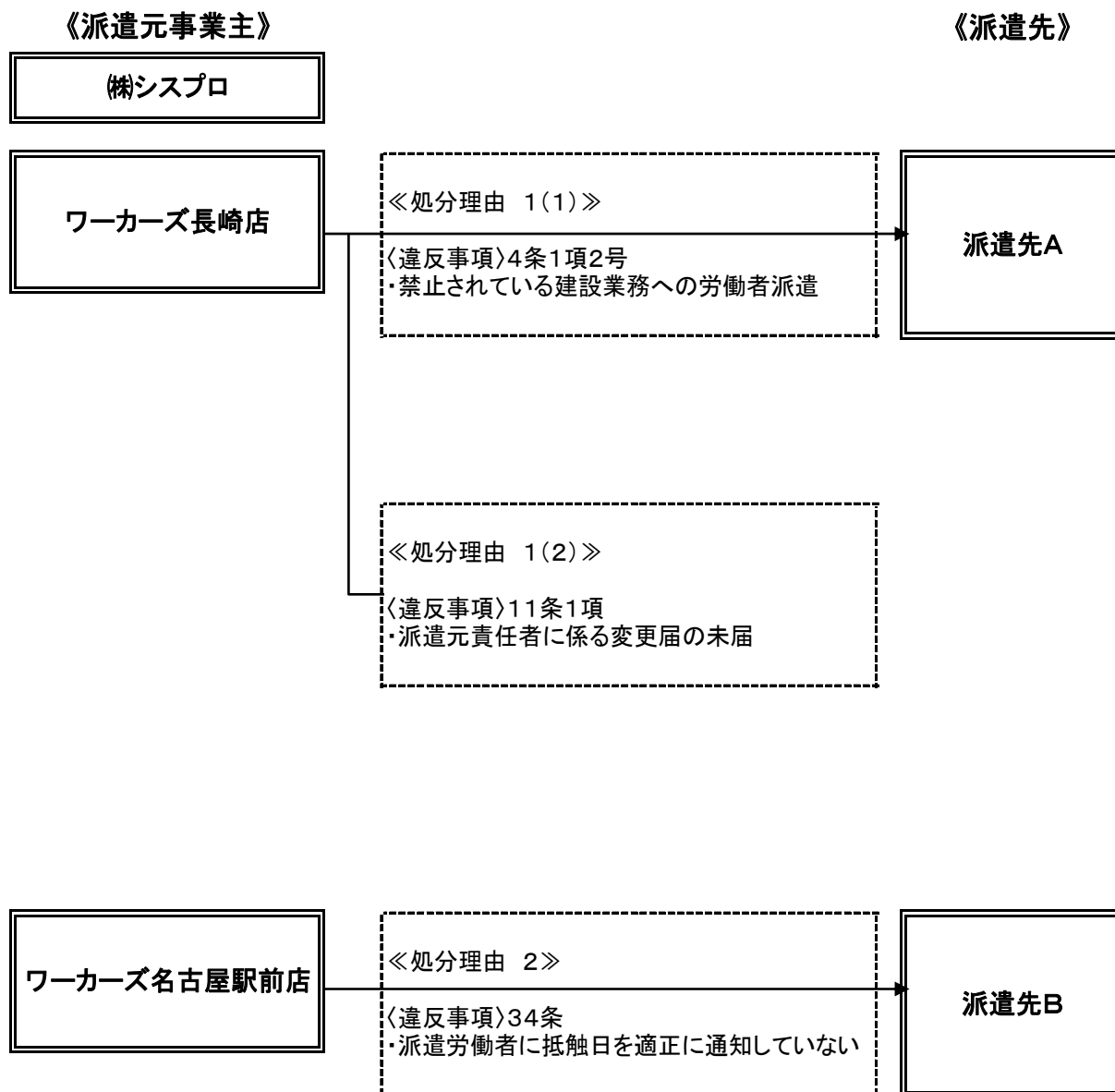
- (1) 労働者派遣法第4条第1項
- (2) 労働者派遣法第11条第1項
- (3) 労働者派遣法第34条

2 第3に記載した法違反発生の原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。

3 全社にわたり遵法体制の整備を図ること。

株シスプロの法違反の概要図

○法違反を繰り返し、点検・是正の報告後も、依然として法違反を行った。



〈違反事項〉は労働者派遣法

(抵触日:派遣受入期間の制限に抵触する最初の日。つまり、その日以降労働者派遣を行ってはならない。)

参 考

労働者派遣事業の種類

一般労働者派遣事業とは、特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業をいい、例えば登録型や臨時・日雇の労働者を派遣する事業がこれに該当します。一般労働者派遣事業を行うには、厚生労働大臣の許可を受けなければなりません。

特定労働者派遣事業とは、常用労働者だけを労働者派遣の対象として行う労働者派遣事業をいいます。特定労働者派遣事業を行うには、厚生労働大臣に届出をしなければなりません。

労働者派遣法（抄）

（業務の範囲）

第4条 何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行ってはならない。

二 建設業務（土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務をいう。）

（変更の届出）

第11条 一般派遣元事業主は、第5条第2項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。この場合において、当該変更に係る事項が一般労働者派遣事業を行う事業所の新設に係るものであるときは、当該事業所に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

第5条 一般労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

四 第36条の規定により選任する派遣元責任者の氏名及び住所

（就業条件等の明示）

第34条 派遣元事業主は、労働者派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げ

る事項を明示しなければならない。

三 第40条の2第1項各号に掲げる業務以外の業務について労働者派遣をする場合にあっては、当該派遣労働者が従事する業務について派遣先が同項の規定に抵触することとなる最初の日

(改善命令等)

第49条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律その他労働に関する法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(権限の委任)

第56条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

労働者派遣法施行規則

第55条 次に掲げる厚生労働大臣の権限は、労働者派遣事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

四 法第49条第1項及び第2項の規定による命令